市有財産売買契約書(案)

売主三豊市(以下「甲」という。)と買主_____(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結する。

第1条(信義誠実の義務)

甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2条(売買対象物件)

- 1 甲は、乙に対して、別紙物件目録記載の土地(以下「本件土地」という。) を売り渡す。
- 2 乙は、現状有姿のまま、本件土地を買い受けるものとする。
- 3 乙は、別に公表されている本件土地の市有財産(土地)先着順公募要領の記載内容について、これを了解したうえでこの物件を買い受けるものとする。
- 4 本件土地は、別紙実測平面図の表示面積により売買するものとし、本件 土地の登記簿上の表示面積と実測面積とが相違した場合であっても、甲及 び乙は、相手方に対し、売買代金の増減等について一切異議を申し立てな い。

第3条(売買代金)

前条の売買代金(以下「本件代金」という。)は、金380,000円 とする。

第4条(契約の費用)

この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

第5条(契約保証金)

- 1 乙は、本件売買契約の締結と同時に契約保証金として金38,000円 を、甲の指定する金融機関に、甲の発行する納入通知書によって納入しな ければならない。
- 2 前項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部と 解釈しないものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。
- 4 甲は、第1項に定める契約保証金を本件代金に充当するものとする。
- 5 乙が、次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証 金は、甲に帰属するものとする。

第6条(本件代金の納入)

乙は、第3条に定める本件代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金342,000円を、契約締結日から20日以内に、甲の指定する金融機関に甲の発行する納入通知書によって納入しなければならない。

第7条(所有権の移転及び引渡し)

- 1 本件土地の所有権は、乙が本件代金の支払いを完納したときに、甲から 乙に移転するものとする。
- 2 本件土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状有姿 のまま甲から乙に引渡しがあったものとする。

第8条(実測平面図等)

甲は、その責任と負担において、隣地所有者等の立会いを得て、土地家 屋調査士に本件土地について測量させた本件土地の実測平面図を別紙と して添付する。

第9条(所有権移転登記)

- 1 甲は、本件土地の引渡後、乙の請求により本件土地の所有権移転登記を 遅滞なく所轄法務局(支局又は出張所)に嘱託するものとする。
- 2 前項の登記に必要な登録免許税その他の費用(司法書士の費用を含む。) は、乙の負担とする。

第10条(従物の帰属)

本件土地に従属する埋設物、工作物等(擁壁等)は、この契約に特段の定めがない場合は乙に帰属するものとする。

第11条(危険負担)

契約締結後において、本件土地が甲の責めに帰することのできない理由 により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

第12条 (契約不適合責任の免責)

乙は、本件土地に数量の不足その他契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、本件代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合には、本件土地の引渡しの日から2年間に限り、甲に対し協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

第13条 (用途制限)

- 1 乙は、所有権移転の日から10年間、本件土地を風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項 に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これ らに類する業の用に供してはならない。
- 2 乙は、本件土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。
- 3 乙は、本件土地を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。
- 4 乙が第三者に本件土地を売却するとき、貸し付けるとき又はその他名目 を問わず使用収益させる場合、前3項の規定を義務づけさせなければなら ない。
- 5 前項の規定は、当該第三者(当該第三者からさらに譲り受ける者等を含む。)がさらに売却する場合又は賃貸する場合その他名目を問わず使用収益させる場合に準用する。

第14条(実地調査等)

甲は、前条に定める事項について必要があると認めるときは、本件土地について現地を調査し、又は乙に対し必要な報告を求めることができる。 この場合において、乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠って はならない。

第15条 (契約の解除)

甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要

せずこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

第16条(違約金)

- 1 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を 違約金として甲に支払わなければならない。
 - (1) 第13条に定める義務を履行しないため契約を解除されたときは、本 件代金の3割に相当する額
 - (2) 前号の場合を除き、この契約に定める義務を履行しないため契約を解除されたときは、本件代金の1割に相当する額
- 2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解 釈しないものとする。

第17条(原状回復義務)

- 1 乙は、第15条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに、本件土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。原状回復にかかる費用は乙の負担とする。
- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、本件土地が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより本件土地を甲に返還するときは、甲 の指定する期日までに、本件土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出し なければならない。

第18条(損害賠償)

乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第19条(有益費等請求権の放棄)

乙は、この契約を解除された場合において、本件土地に投じた有益費、 必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

第20条(返還金)

- 1 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の本件代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。
- 2 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した 契約締結に要する費用は返還しない。

第21条(返還金の相殺)

甲は、前条第1項の規定により本件代金を返還する場合において、乙が 第16条の違約金、第17条の減損額又は第18条の損害賠償として甲に 支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相 殺するものとする。

第22条(専属的合意管轄裁判所)

この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第23条 (疑義の決定)

この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の 上各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 三豊市高瀬町下勝間2373番地1 三豊市 市 三豊市長 山 下 昭 史

(別紙)

物件目録

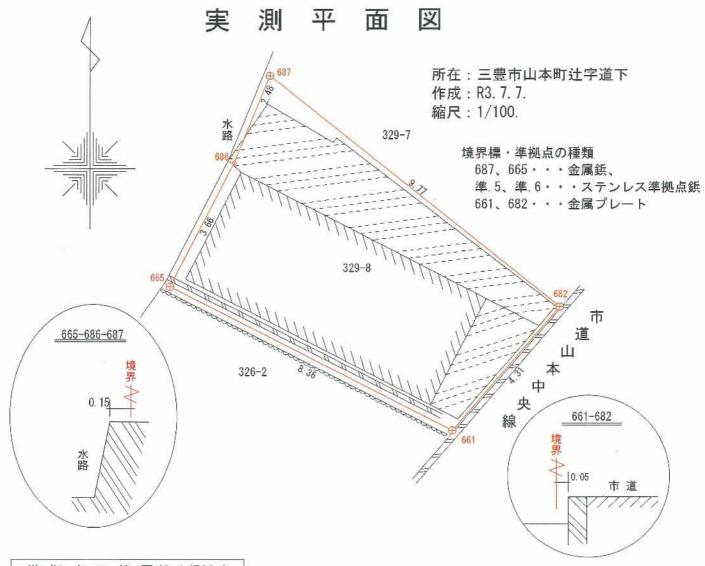
土 地

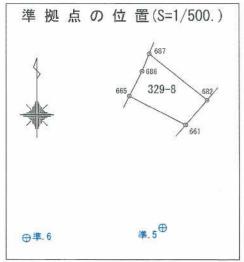
所在	三豊市山本町辻字道下 329 番 8
地目	宅地
地積	46. 27 m²

重要事項 (説明義務事項)

- (1)本件土地は、昭和35年11月から令和2年3月まで山本方面隊第1 分団第1部屯所用地として使用されていた。屯所の建物は令和4年度に 解体済みである。
- (2)本件土地には、地中にコンクリート構造物(2,400×2,200×950mmの直方体)が存在する。屯所の建物解体工事を実施した際に判明したが、当該構造物は北東側の隣地にある家屋の基礎に隣接しており、また北西側の水路の側壁になっているため、撤去により両面が崩壊するなど悪影響を与える可能性が高いことから、地中に存置している。
- (3) 屯所の建物は、適切に解体工事を実施しているが、(2) のコンクリート構造物以外に、本件土地の売却に際して、本件土地内の地中埋設物の有無については調査していない。乙に現状有姿のまま、本件土地を引渡すものとする。引渡し後、地中埋設物の存在が判明した場合を含め、地中に存在するものに関する一切の費用について、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
- (4) 本件土地は、財田川の洪水浸水想定区域及びため池氾濫浸水想定区域 に該当する。
- (5) 排水の放流については地元水利と協議が必要である。
- (6) 本件土地内に水道メーターボックスが1個存在する。撤去又は移設が 必要な場合の手続き及び費用は、すべて乙の負担とする。
- (7) 建築に関しての法令等に基づく制限、諸規制、不動産取得税(香川県税)等については、関係機関に確認すること。
- (8) 本件土地の利用に関し、あらゆる関係法令を遵守すること。
- (9) 本件土地の利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生

じた場合は、すべて乙において行うこと。

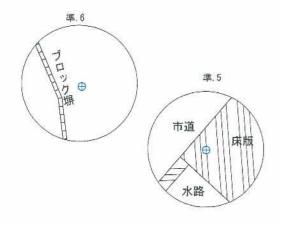




座標 求積表 (任意座標)

地	番	329-8		
測	点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
686		123903. 835	20763. 555	-115216. 966695
665		123900. 585	20761.870	-146205. 088540
661		123896. 793	20769. 315	-11111. 583525
682		123900. 050	20772. 142	194032. 578422
687		123906. 134	20764. 494	78593, 609790
			倍 面 積	92. 549452
			面積	46. 2747260
			地 積	46, 27 m

引照点表



Р1	準.5	X座標	123883, 232
		Y座標	20766. 225
P2	準.6	X座標	123881.877
		Y座標	20748. 226

+ E ++	点	間	距	離
境界点	Р	1	Р	2
686	2	20. 776	26. 780	
665		7. 891		23. 155
661	39	3. 909	3	25. 831
682	=	7. 829	1	30. 038
687	2	22. 968	9	29. 208

作 成 者